



広報

FUKAURA

ふかうら

No.405

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

音響試験の試験地区 拡大をお知らせします！

令和3年4月から運用している「防災行政情報伝達システム（旧防災無線）」ですが、今まで以上に聞き取りやすい放送を目指すため、音響試験を行います。

音響試験は、音響機器メーカーである「TOA株式会社」と共同で行い、今後の「防災行政情報伝達システム」の音響やシステム機能の向上を目標とします。

・試験地区では下記のスケジュールで試験放送を実施します。

地 区 ： 岩坂地区（No.4 大童子子局、No.5 岩坂子局から放送）
風合瀬地区の一部（No.17 風合瀬海岸子局から放送）
沢辺地区の一部（No.50 沢辺子局から放送）

※子局の場所についてはパンフレット及びHPをご覧ください

期 間 ： 2月18日（金）～

曜 日 ： 毎週 月曜日・水曜日・金曜日

時 間 ： 1日3回 7：00・12：15・15：00

放送内容 ： 音響データ観測のための「キューン」というような機械音が流れます。

【音響試験へのご協力について】

令和3年4月から「防災行政情報伝達システム」が導入され、聞き慣れない人工音声となったことをご不便をおかけしております。

この音響試験を通して、少しでも皆様に伝わりやすい放送を目指しますのでどうぞご協力をお願いします。

□問合せ先

深浦町役場（深浦町大字深浦字苗代沢84-2）

総務課 消防防災係 TEL 74-2112（内線223）

**深浦診療所
「休診」のお知らせ**

新型コロナウイルスワクチン集団接種のため、次のとおり午後の診察は休診となります。

◆2月22日（火）午後休診

◆3月9日（水）午後休診

□問合せ先

深浦診療所

Tel 82-0337

林業座談会

中止のお知らせ

今年度も、林業座談会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症オミクロン株などの状況を踏まえ、中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

□問合せ先

つがる森林組合

Tel 0173-72-2436

**土壌分析診断の
費用を助成します！**

町は、農家のみなさんが各分析機関で土壌分析診断を行った際の料金の一部を助成します。

助成金を活用して、土壌分析診断による土づくり農業に取り組みましょう！

◆助成額

1検体につき1,000円

（料金が1,000円未満の場合は当該料金の額）

◆助成対象者

町内に住所を有する者で、深浦町暴力団排除条例に違反しないこと

◆申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ必要書類を添付し、役場農林水産課または最寄りの役場支所にご提出ください。（役場農林水産課への郵送可）

・申請書の様式は、役場農林水産課または最寄りの役場支所に備え付けのものをご使用いただくか、町ホームページから取得くだ

さい。

・必要書類

①申請書

②土壌分析診断料金の領収書の写し

③土壌分析診断結果を記載した書類（診断書）の写し

・申請は随時受け付けます。

2月28日までの申請分については、3月中に助成金をお支払いする予定です。（次回以降は、概ね半年ごと（6月頃・12月頃）に助成金をお支払いの予定です。）

□問合せ先

農林水産課 農業振興係

Tel 74-4411

業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象となります

新型コロナウイルス感染症について、感染経路が業務によることが明らかかな場合や、感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合には、労災保険給付（治療、休業の補償など）の対象となります。

※複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務など

医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

症状が持続し（罹患後症状があり）、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。

具体的なご相談は、五所川原労働基準監督署へ。

※ご相談は匿名でも承っておりますので、まずはご相談ください。

□問合せ先

五所川原労働基準監督署

Tel 0173-35-2309

**グリーンパワー深浦風力発電事業
建設工事のお知らせ**

合同会社グリーンパワー深浦は、グリーンパワー深浦風力発電事業の建設工事に着手します。工事に際しては、安全管理徹底、交通ルール順守の上取り組んで参ります。近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願いし、ご協力をお願いします。

◆事業の概要

- ・発電所名
グリーンパワー深浦風力発電所
- ・事業主体
合同会社グリーンパワー深浦
- ・所在地
青森県西津軽郡深浦町北金ヶ沢、田野沢、風合瀬、麴木、追良瀬
- ・売電先
東北電力ネットワーク株式会社（20年間）
- ・発電容量
79,800kW
(19基×4,200kW)

◆建設スケジュール（予定）

- ・令和4年2月～着工、伐採、造成、基礎工事
- ・令和5年5月～風車輸送、組立
- ・令和5年10月～試運転
- ・令和6年2月～商業運転開始

◆施工体制

【土木工事・風車輸送】

- ・施工業者
株式会社 大林組
- ・施工内容
伐採、造成、基礎工事、風車の輸送・組立
- ・施工箇所
大字北金ヶ沢字榊原上野から追良瀬（主に西海岸広域農道より山手側）

【電気工事】

- ・施工業者
ユアテック・関電工特定建設工事共同企業体
- ・施工内容
地中送電ケーブルの埋設、変電所の設置
- ・施工箇所
国道101号（柳田～北金ヶ沢）、町道（北金ヶ沢1号線、16号線等）、西海岸広域農道（大字北金ヶ沢字小田沢上野付近）

ケ沢字小田沢上野付近

□問合せ先

- ・事業者
合同会社グリーンパワー深浦

Tel 82-0903

※2月23日までは

Tel 82-0881までご連絡ください

- ・施工者
株式会社大林組

Tel 82-0901

※2月23日までは

Tel 82-0271までご連絡ください

- ・ユアテック・関電工特定建設工事共同企業体
Tel 0173-23-5106

■現場事務所

- ・（株）大林組GPI深浦風力土木
工事事務所（2月24日開設予定）
（青森県西津軽郡深浦町大字田野沢成瀬217-1）
- ・ユアテック・関電工特定建設工事共同企業体 鶴田工事事務所
（青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木341-1）

不動産取得税の軽減制度について

◆不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

◆軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（「特例適用住宅」という）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、左記まで問合せまたは県HPをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/004_01_fudousanindex_00.html

□問合せ先

西北地域県民局県税課課税課
Tel 0173-34-2111

後期高齢者医療保険者のみなさまへ

◆後期高齢者医療高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和2年8月1日～令和3年7月31日）の合算額が限度額（表）を超えた場合、超えた額が支給されます（5000円以下の場合是对象外）。世帯内に被保険者が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した被保険者や県外から転入した被保険者がいる世帯など、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方は問合せください。

ださい。

◆所得区分：自己負担限度額

- ・現役並み所得Ⅲ※1：212万円
- ・現役並み所得Ⅱ※2：141万円
- ・現役並み所得Ⅰ※3：67万円
- ・一 般※4：56万円
- ・低所得Ⅱ※5：31万円
- ・低所得Ⅰ※6：19万円

※1：課税所得690万円以上の方

※2：課税所得380万円以上690万円未満の方

※3：課税所得145万円以上380万円未満の方

※4：住民税課税世帯の方（※1～3にも※5～6にも当てはまらない方）

※5：世帯員全員が住民税非課税の方

※6：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

◆申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等
- ・口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要ですので、詳しくは担当までお問合せください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

◆お薬代の負担軽減について

ジェネリック医薬品に切り替えることによりお薬代が一定以上安くなると見込まれる被保険者の皆様へ、「お薬代負担軽減のご案内」を送付（2月末予定）し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。（医師の判断でジェネリック医薬品への切り替えが出来ない場合があります。）

◆医療費通知書について

後期高齢者医療被保険者の皆様に医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報は、審査支払機関にて審査終了後に当広域連合へ情報提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは2月末頃になります。

なお、「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、前述の理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応くださいますようお願いいたします。

□問合せ先

福祉課

TEL 74-2117

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL 017-721-3821

五所川原税務署からの
お知らせ

税務署では、自宅等からのスマートフォン（スマホ）などによる電子申告（e-Tax）を推進しています。

スマホを利用したe-Tax申告の流れは次のとおりです。

【STEP1】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

【STEP2】

①か②のいずれかを選択

①マイナンバーカード方式：「マイナンバーアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

②ID・パスワード方式：税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力

【STEP3】

収入や控除金額などを入力（源泉徴収票を撮影すれば内容を自動入力できるようになりました）

【STEP4】

e-Taxで送信
詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載していますのでご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止になりますし、また、自宅等いつでも申告ができますので、スマホを利用したe-Tax申告を是非ご利用ください。

税務署では、申告書作成会場を次のとおり開設します。

◆開設場所

五所川原税務署2階

◆開設期間

2月16日（水）～3月15日（火）

（土、日、祝日を除く）

◆開設時間

9時～17時（受付は16時まで）

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

□問合せ先

五所川原税務署

TEL 0173-34-3136

女性のための女性司法書士による無料法律相談会

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

◆日時

3月5日（土） 10時～16時

◆当日のみの専用（臨時）電話番号

TEL 017-752-0440

◆主催・相談員

青森県司法書士会・女性司法書士

※電話相談の通話料はご負担いただけます。相談は無料ですが、具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

□問合せ先

青森県司法書士会

TEL 017-776-8398

町民及びごみ収集作業員への新型コロナウイルス感染 防止のためのごみの出し方について（お願い）

新型コロナウイルスは現在、感染力の高いオミクロン株が猛威をふるい、万全な防衛策をとっても感染しうる状況にあります。

環境省の「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」によれば、『新型コロナウイルスは、付着する物の種類によっては1日～3日程度で感染する力を失う』といわれています。

感染予防のため・感染を拡げないために、ごみを出す際には下記のことにご心がけましょう。

- ごみ袋はいっぱいになる前に空気を抜いてしっかり縛りましょう!!
(収集作業において運びやすく、廃棄物が散乱、収集車内での破裂を防止できます。)
- ごみの水切りをするなど廃棄物の減量に努めましょう!!
(外出自粛で家庭からの廃棄物が増加しており、廃棄物を減らすことができます。)
- 分別・収集ルールを守りましょう!!
(作業員が必要の無い分別を行うことに伴う感染リスクをなくすことができます。)
- ごみ収集箱周辺がカラスに荒らされないように対策をしましょう!!

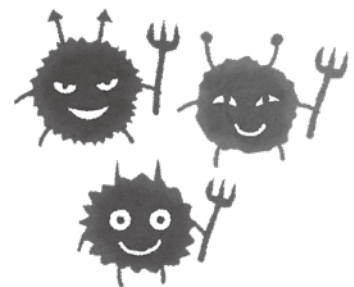
《感染した方・その疑いがある方》

- 鼻水・つば等が付着したマスクやティッシュ及び口をつけたペットボトル、プラスチック容器包装などのごみを捨てる場合は、直接触れないようにレジ袋等に入れて密封してから指定ごみ袋に入れ燃えるごみとして出してください。
- 燃えないごみ・資源ごみについては、自宅療養期間は自宅保管し、療養期間終了後は普段通りに出してください。

□問合せ先

町民課 町民生活係

TEL 74-2115



新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

その1 ごみ袋は
しっかり縛って
封をしましょう!

ごみが散乱せず、
収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすく
なります。



その2 ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



その3 生ごみは
水切りを
しましょう!

ごみの量を
減らすことが
できます。



その4 普段から
ごみの減量を
心がけましょう!

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さない
ことも大切です。家庭での食事機会が増える中、
料理を楽しみながら、できることがあります。
環境省の「食品ロスポータルサイト」
をご覧ください。▶▶▶



その5 自治体の
分別・収集ルールを
確認しましょう!

粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、
資源物の分け方・出し方が
普段と異なる場合があります。
また、マスクなどごみのポイ捨ては
絶対にやめましょう。



新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、
鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

① ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



② ごみに直接接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



③ ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、
ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



119番通報が不通となる時間帯が発生します。

NTT東日本による電話交換機の工事に伴い、119番通報してもつながらない事象が発生します。（消防署への加入電話も不通）

◆ 119番通報が不通となる時間帯

令和4年2月18日（金）午前1時50分から午前2時10分までの内、いずれかの3分間

◆ 119番通報が不通となる電話の種類

携帯電話、固定電話を含むすべての電話

◆ 町民の皆様へのお願い

上記時間帯であってもまずは、119番通報をしてください。

119番通報が話し中（プープー音）となり、つながらない場合は、「3分後」に再度119番通報してください。

お問い合わせ

鯨ヶ沢地区消防事務組合

消防本部 予防警防課

電話 72-4527

よろしくお願いします

